

平成25年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成25年7月22日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所本庁舎3階 大会議室

開 会 平成25年7月22日(月) 午後2時

出席委員 18名

- | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| 1. 渡辺秋郷 | 2. 大橋 浩 | 4. 早川勝義 | 5. 浅井尊弘 |
| 6. 安田武雄 | 7. 瀬尾久善 | 8. 浅野佳伸 | 9. 成瀬恒雄 |
| 10. 三宅正恭 | 11. 日下部錠一 | 12. 石黒鉦俊 | 13. 川崎良一 |
| 14. 小崎 進 | 15. 小崎崇徳 | 16. 星野國雄 | 17. 加藤頌茲 |
| 18. 星野 満 | 19. 櫻井紀彦 | | |

欠席委員 1名 3. 石田紀與

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 寺井秀樹

主 事 山田悠二・安藤敏秀・澤田政輝

- 議事日程
1. 開会のことば
 2. 農地転用等について
 3. その他

事務局 只今より平成25年度第4回清須市農業委員会を開催させていただきます。最初に会長より開会のことばをお願いします。

会 長 こんにちは。

最近、今年は、梅雨も例年より早く明け晴天が続きまして、連日強烈な暑さにより作物の生育にも影響が発生していることと思います。市内各地では中干しも始まりました。また、24日からは、生産調整の現地確認も始まります。委員の皆さまにおかれては、熱中症には十分注意していただきたいと思います。

では、改めましてただいまから、平成25年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。

会 長 本日の出席議員は18名で、石田委員から欠席との連絡を受けておりますが、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、6番 安田武雄 委員と15番 小崎崇徳 委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。それでは、本日の議事日程(2)農地転用等について進みます。

会 長 【議案第10号】

・農地法第3条による許可申請について・・・・・・・・・・2件
【議案第11号】
・農地法第5条による許可申請について・・・・・・・・・・3件
以上、2議案について審議したいと思います。

まず、【議案第10号】農地法第3条による許可申請に入ります。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、会長。

【議案第10号】農地法第3条の規定による許可申請についてです。
まずは受付番号3番から説明させていただきます。

●●●●●番 面積264㎡、●●●●●番● 面積37㎡、●●●●●番●
面積52㎡ いずれも登記現況とも田であり、現在、清須春日新橋西土地区画整
理施行区域内に位置しています。譲渡人は●●●●●様、譲受人は●●●●●様とし
た所有権移転となります。

●●様は現在名古屋市西区にお住まいですが、会社勤めが忙しく、耕作が
できないという事、一方で当該農地は●●様の近隣で農業規模を拡大したい
という事で合意され、所有権移転により農地を譲り受けるものです。

続きまして、受付番号4番を説明させていただきます。

●●●●●●番 面積341㎡、登記現況とも畑、譲渡人は●●●●●様、譲
受人は●●●●●様とした所有権移転となります。

内容については、前の番号3番と同様ですが、譲受人は、会社勤めをして
いるかたわら、父の手伝いをしており、年間60日程度ですが農業経験を積
んでおられます。そして、今後のことを考え、今まで以上に農業に従事しよ
うと考えているため、所有権移転による農地を譲り受けるものです。

以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案
件の地元は、小崎崇徳 委員、星野國雄 委員ですが・・・

小崎(崇)委員 受付番号3番の●●●●●さんについては会社を退職された後も、農業を続
けているようですので、何ら問題ありません。

星野(國)委員 受付番号4番については、現実に農業をやられていますので問題ありませ
ん。

会長 他に何かご意見等ありませんか。

会長 なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろし
いでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして【議案第11号】農地法第5条による許可申請を議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事 務 局 はい、会長。

【議案第11号】農地法第5条について説明します。3件ございますので、まとめて説明いたします。

受付番号37番をお願いします。

申請地は、清須市●●●●●●●番 登記現況ともに畑 面積344㎡です。JR清洲駅北東500m 県道名古屋一宮線西側にある農業振興地域農用地区域内であり、平成25年4月25日に行われた、農用地を除外するための「尾張地域農業振興地域整備対策班会議」において、審議の結果、「除外やむを得ない」との回答を受け、今回、農地転用の許可申請をされたものです。

使用貸人は●●●●様、使用借人は●●●●様としての使用貸借権設定で、分家住宅を建築するための農地転用であります。使用借人は、現在稲沢市の社宅にて夫と子供2人の計4人生活ですが、身の回りのものも増え、手狭(てぜま)になってきたことや、社宅であるため、いつまでも住む訳にもいかず、親に相談したところ、親の所有する土地に住宅を建築することについて同意を得ましたので、申請したものです。

申請地は、JR清洲駅を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超えるため、農地法5条第2項第1号ロの2(並びに施行令第22条)に定める転用に関する立地基準によると、当該農地の区分は第2種農地と判断でき、運用通知第2の1の(1)、オー(ア)－a－bに該当します。

また、一般基準についても他法令の許可見込みがある等、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いします。

続きまして、受付番号39番について、説明させていただきます。

申請地は、清須市●●●●●●●番、登記は畑、現況は草など生い茂っていますが休耕畑であり、面積は757㎡です。

賃貸人は●●●●●様、賃借人は●●●株式会社●●●支社●●●●●

●●●様とした賃借権設定による清須市新学校給食センター建設工事施工にかかる事務所、駐車場、資材置き場を設置するための一時転用の申請となっています。

この土地は、農業振興地域 農用地区域ですが、一時転用の場合、「一時的に農地として活用しない」、いずれは、農地に戻すことを原則としていることから、農用地の除外行為は不必要とされています。

予定では、平成26年9月30日まで一時転用し、工事完了後は農地を復元します。

農地法第5条第2項第6号に仮設工作物の設置の記載があり、許可基準についても、運用通知第2の1の(1)から判断すると「周辺農地を利用することで、事業が達成できる場合は、転用は可能」となっているため農地法上、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いします。

続きまして、受付番号40番について、説明させていただきます。

申請地は、●●●●●●●●番、登記現況とも田 面積372㎡です。

使用貸人は●●●●様、使用借人は●●●●様としました使用貸借権設定に伴う、分家住宅にするための農地転用です。

使用借人は、現在、名古屋市の賃貸アパートにて妻と子供2人の計4人生活ですが、長女の成長並びに長男の出産に伴い、手狭(てぜま)になってきたことを踏まえ、家族に相談したところ、親の所有する土地に住宅を建築することについて同意を得ましたので、申請したものです。

この土地を選定するに当たり、本家は親と同居の妹が継ぎ、市街化区域の3筆、調整区域の5筆は貸店舗などの貸地になっており、その他は農用地の2筆でありましたので、選定しました。

申請のあった土地は、市街化調整区域で、愛知県道449号高速清須一宮線春日出入口から半径300m以内の場所にあります。農地法5条第2項第1号口の2(並びに施行令第22条)に定める転用に関する立地基準によると、当該農地の区分は第3種農地と判断でき、運用通知第2の1の(1)、エー(ア)ーaーbに該当します。また、一般基準についても他法令の許可見込みがある等、特段問題があるとは考えられませんのでよろしくお願いします。

以上、説明を終わります。

会 長 はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見等があればお伺いいたします。この案件の地元は、星野國雄委員、星野満委員ですが・・・

星野(國)委員 受付番号37につきましては問題ありません。受付番号39につきましては、現在草が生えているのできれいに除草されれば問題ありません。

星野(満)委員 受付番号40につきましては別段問題ありません。

会 長 他に何かご意見等ありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として異論なしとしてよろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

会 長 ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続いて、【報告第11号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出に入ります。地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号7番、●●●●●●●●●●及び●●●●、登記現況とも畑、合計面積658㎡ 転用目的は共同住宅です。

日下部委員 問題ありません。

日下部委員 これは、本来は三宅委員の地元になるのですが、宮田用水についても決済賦課済であり問題ありません。

会 長 番号34番 ●●●●●●●●、登記田 現況雑種地、面積42㎡、所有権移転による学校用地への転用ですが、こちらについては・・・

日下部委員 こちらについても、問題ありません。

事務局 申し訳ございません。以後、発送の際は気をつけます。

会 長 番号35番 ●●●●●●●●、登記田 現況宅地、面積381㎡、使用貸借権設定による一般個人住宅への転用です。

安田委員 問題ありません。

会 長 番号36番 ●●●●●●●●、登記畑 現況畑、面積105㎡、使用貸借権設定による一般個人住宅への転用です。

安田委員 こちらも、問題ありませんが、以前転用が出ているようなのですが・・・

事務局 まず、以前転用がありましたのは、番号35号の農地でありまして、後の【報告第14号】農地法第5号第1項第6号規定による届出の取消にもありますが、使用貸人がお亡くなりになっていたため、相続をされて、前回の転用を取消した後、再度届出をされたということです。また、番号36番につきましては、もともと4人で共有されていた農地を使用貸人として、共有されているうちの1人を使用借人として使用貸借権を設定されますので、農地法5条でありながら、共有者のうち1人は農地法4条として住宅を建てられるということになります。

会 長 番号38番 ●●●●●●●●、登記現況とも田、同じく●●●●●●●●、登記現況とも畑、同じく●●●●●●●●、登記現況とも田、合計面積466㎡、所有権移転による学校用地への転用です。

日下部委員 問題ありません。

渡辺委員 先程の番号27番、●●●●●●●●についてですが、登記が田でありますので、報告書に宮田用水決済賦課金の表示があるはずなのですが・・・

事務局 番号27番につきましては、宮田用水の賦課金名簿で照会及び宮田用土地改良区に問い合わせたところ決済賦課に該当しないということでした。現況が畑になっておりますので、既に決済済みであるかと思われます。

渡辺委員 わかりました。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、【報告第13号】農地法第18条第6項の規定による通知書についてに移ります。地区の担当委員さん、何かありましたらお願いします。

番号1番、●●●●●●●●●●、登記現況ともに田。
また、番号2番、●●●●●●●●●●、登記現況ともに田、いずれも合意解約ですが。

大橋委員 問題ありません。

会長 番号3番、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●及び●●●●●●●●●●●●。いずれも登記現況とも畑。合意解約ですが。

小崎(崇)委員 問題ありません。

会長 ありがとうございます。
続きまして、【報告第14号】農地法第5号第1項第6号規定による届出の取消についてに移ります。
●●●●●●●●●●、登記田 現況宅地、面積381㎡ですが。

事務局 先程、【報告第11号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出の番号35番にもありましたように、使用貸人がお亡くなりになっており、相続された方で改めて転用届を出す為に、取消を行ったとのことですが

会長 ありがとうございます。
これで本日予定されておりました議案は終了いたしました。この際何か質問等ありませんか。
ないようですので、(3)その他についてに移ります。事務局より何かありますか。

事務局 はい、会長。その他としまして事務局から4点お知らせがあります。
まず1つ目ですが、農家基本台帳の申告作成について、8月1日付で個別送付により実施いたします。

2つ目、用水中干しについてですが、山西用水は昨日(7月21日)から28日まで、五条川関係地区につきましては本日(7月22日)から8月5日まで、土田・上条地区につきましては、7月17日から31日までとなっていますので、よろしくをお願いします。

3つ目は、水田農業構造改革対策現地確認について、卓上にお配りしました日程表のとおり実施しますので、ご確認をお願いします。西枇杷島地区につきましては7月24日から、それ以外の地区につきましては、7月29日から8月2日までとなっておりますので、ご協力をお願いします。

最後にですが、農業委員の研修が9月4日(水)午後1時30分から稲沢市民会館にて開催されますので、参加をお願いします。当日は清須市役所本庁舎で集合しましてバスで移動しますのでよろしくをお願いします。

以上です。

会長 はい、どうもご苦労様でした。
他に、何かご意見等がありますか。

なければ、次回の開催について確認します。

平成25年8月20日、火曜日、午後2時から、場所は清須市役所本庁舎3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で、平成25年度第4回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時30分—

会 長 _____

6 番委員 _____

1 5 番委員 _____